

旭医大達第74号

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程を次のように定める。

令和4年6月8日

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院広報誌編集委員会規程

(設置)

第1条 旭川医科大学病院（以下「本院」という。）に、旭川医科大学病院広報誌編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本院の広報誌に関することを審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科の教員のうちから 4人
- (2) 臨床検査・輸血部の教員又は臨床検査技師のうちから 1人
- (3) 薬剤部の教員又は薬剤師のうちから 1人
- (4) 看護部の看護師のうちから 1人
- (5) 総務課の職員のうちから 1人
- (6) 経営企画課課長補佐又は係長のうちから 1人
- (7) その他病院長が必要と認めた者

2 前項に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的事項を検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局経営企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月8日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際、現に委員として委嘱を受けている者については、この規程により選任されたものとみなし、当該委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。